

船舶を活用した医療提供体制のあり方に関する検討会 開催要領（案）

令和 8 年 7 月 日
内閣府広域避難・計画推進室長

（開催）

第 1 災害時における船舶活用医療は、災害対応、医療、船舶といった多岐にわたる分野の横断的な取組であることから、運用体制のあり方に関する諸課題について、有識者の参画を得て総合的に調査検討を行うため、内閣府において「船舶を活用した医療提供体制のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（委員）

第 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第 3 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討会の議事を総括する。

（事務局）

第 4 検討会の事務局を、内閣府広域避難・計画推進室に置く。

（議事）

第 5 検討会は、座長又は第 7 に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。

2 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、検討会を開くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第 6 事務局は、検討会の終了後、議事要旨を作成し、これを公表する。

（座長代理）

第 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第8 座長は、必要に応じ、検討会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

2 WGの構成員（以下「WG構成員」という。）は、船舶活用医療に学識のある者のうちから、座長が指名する。

3 WGには、WG長を置く。WG長は、WG構成員のうちから、座長が指名する。

4 WG長は、必要があると認めるときは、WG構成員以外の者に対し、WGに出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(委員等の任期)

第9 検討会の委員及びWG構成員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する翌年度の3月24日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

(別紙)

船舶を活用した医療提供体制のあり方に関する検討会
委員名簿

【委員】(五十音順)

猪口 正孝	公益社団法人全日本病院協会 (四病院団体協議会)	副会長
大原 美保	東京大学大学院情報学環	教授
大桃 丈知	平成立石病院	病院長
小井土 雄一	国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局 DMAT事務局	事務局長
佐々木 正美	新日本海フェリー株式会社	代表取締役常務
庄司 るり	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	理事長
中田 敬司	神戸学院大学現代社会学部社会防災学科	教授 (現代社会学部 学部長)
日高 正裕	宮崎カーフェリー株式会社	専務取締役
福和 伸夫	名古屋大学	名誉教授
藤原 慶正	公益社団法人日本医師会	常任理事
松田 芳典	津軽海峡フェリー株式会社	理事 (企画部部長)
松本 珠実	公益社団法人日本看護協会	常任理事
諸江 雄太	日本赤十字社医療センター	国内医療救護部 部長
山田 卓郎	公益社団法人日本薬剤師会	常務理事
横堀 将司	一般社団法人日本救急医学会	理事

【行政委員】

石井 安彦	北海道保健福祉部	技監
新倉 吉和	東京都保健医療局医療政策部	部長
川内 敦文	高知県健康政策部	医監兼保健医療福祉災害対策監

(敬称略)